

# 建設工事等業務に関する相談窓口を設置 しました！

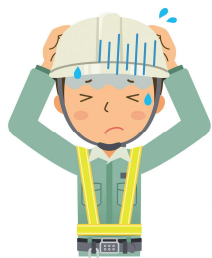
大事に至る前に  
早期に相談を！



本来は発注者が行うべき  
資料の作成を依頼された

速やかに行われるべき  
発注者との協議が遅延  
している

疑義等



変更契約額について監督  
職員から口頭だけで指示  
された

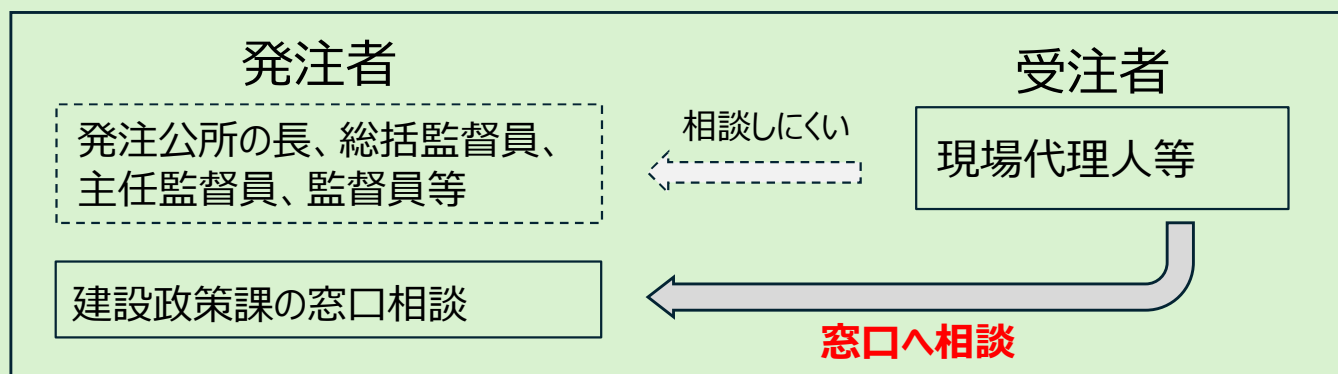
下請事業者をあっせん  
された



建設工事や作業委託業務に関する発注者への疑義等は  
相談窓口に連絡を！

## 《工事及び作業委託契約書》

『受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる』



### 【相談窓口】

設置場所：秋田県建設部建設政策課

担当者：政策監、業務指導チームリーダー

電話番号：018-860-2412

E-mail：gyoumusidou@mail2.pref.akita.jp